

統計調査量とデータ保護

ドン・マローニというひとの『外人はつらいよ』という本の中に、「統計コンプレックス、快方へ」ということが書いてある。それによると日本人は世界一統計が好きな国民で、平均的日本人が一生の間に統計に接する回数は、他の国と比べると17.4倍に達するそうである。駐在員として日本に滞在した彼の経験によると、日本の平均的ビジネスマンは色々の数字をびっしり覚えていて、日本のGNPとか国際収支の黒字だとかに精通しており、外国の人は統計コンプレックスに悩まされるようになるという。そこで彼も少しは統計数字に強くなろうと思って、モーレッツな闘志を燃やすが、その過程でStatistical Handbook of Japanを見つけ、コンプレックスも快方に向かったという話である。

統計関係者でない外国の方が日本の統計について語ることは珍しいことであるが、このトピックにはいろいろ考えさせる問題が含まれている。まず、日本人が世界一統計の好きな国民であるといわれると、おおかたの日本人は、首をかしげるであろうし、統計調査の数が多いことにうんざりしているむきもあるであろう。またマローニ氏は統計調査の数の多さを驚嘆してみせているが、このくだりは取りようによっては皮肉ととれないこともない。他国と比べて10倍以上の統計調査がもし行われているとすれば、日本という国では統計調査のための国民の負担がなんと多いことか。こんな心配も聞こえそうな気がしてくるからである。

これは一体どういうふう考えたらよいのだろうか。実は統計法では「統計調査の重複を除く」ことが一つの法目的になっているし、統計報告調整法では「統計報告の徴集について必要な調整を

行い、もって統計報告の作成に伴う負担を軽減する」が法目的とされている。これは放置しておけば、行政機関が無原則的に調査を増やし、ゆくゆくは国民の負担が加重となって、調査に協力しないという状況が生じることを考慮したものである。アメリカのリポートコントロールを真似たとされている統計報告調整法はまさにこうした統計報告に伴う国民の負担軽減を狙った法律である。だからこうした法律があっても、調査の数が多いということは報告調整法などの法律が十分機能していないとの評価も成り立つかもしれない。

しかし逆説的であるが私は、統計調査の数が多いことは望ましい現象であると考えている。いや不可避免的に統計調査の数は増えなければならないと思う。というのは、現代的なデータ・プライバシーの考え方からすれば調査は必要最小限でしかも当該調査のみに利用することが原則であるからである。ここでは情報の相互利用が原則的に禁じられることになり、皮肉にも、各省のセクショナリズムが実はデータ保護の上ではきわめて重要な役割を果たしていることになる。このことは統計調査に関する重複審査や国民の負担に関する審査においても、データ・プライバシー保護の観点が必要となっていることを物語っている。私はかねてから重複の排除とプライバシー保護はトレード・オフの関係にあると考えてきたが、統計報告調整法ではデータ保護の問題が明文では示されておらず、こうした観点は比較的希薄であったのではないかと思われる。そうした意味では今日的な解釈として、報告調整法5条の「1 当該統計報告の徴集が統計技術的にみて合理的であること」には当然、データ保護の観点が含まれるべきであろう。今日の統計理論ではデータ保護自体が手法なり技

千葉大学教養部

助教授 鈴木庸夫

術として論議されており、こうした観点からの審査が厳密に行われることを期待したいと思う。

さて上に各省のセクショナリズムがデータ保護の観点からは望ましいと述べたが、この関連で触れておきたいのが「統計と行政の分離」原則と「報告調整官」の役割である。「統計と行政の分離」原則は西ドイツの国勢調査違憲判決でのべられたもので、憲法裁判所はこの原則により国勢調査における調査票の情報の各官庁への流通を憲法違反とした。西ドイツではその後、この原則が行政機関内部での原則にもなり、確立した憲法原則となっている。わが国のような分散型統計組織の場合でも、少なくとも行政機関内部での統計と行政の分離原則（調査部局の機能的独立）は注目されてよ

いと思う。そしてこうした観点から私は「報告調整官」が統計と行政の分離原則を監視すべき地位にあると考えたいと思う。現在「調整官」は必置機関でなく、補任されていないところもあり、その存在はノミナルなものになっている。しかし分散型統計組織をとるわが国でこそ「調整官」の活性化が必要なのではあるまいか。

マローニ氏の本が出されたのが昭和51年であるから、約12年たったことになる。その間、統計の事情もずいぶん変わってきた。マローニ氏が現在の日本にいたらきっと、統計調査とデータ保護の項を起こしたであろう。そしてやっぱり統計調査が多いことを賞賛してくれるのではなかろうか。ただちょっと条件がつくかもしれない。

昭和63年度統計調査員研修会開催される

昭和63年度統計調査員研修会が5月26～27日に旭村「いこいの村沼沼」において調査員61名の出席を得、開催されました。

まず、総務庁統計局統計基準部統計企画課調査官佐々木恵之氏に「最近の統計行政の現状と課題」と題し2時間講義をしていただき、続いて、県統計課主査松崎節が「統計調査員の役割」について

1時間話しをいたしました。

統計調査員が統計調査で果たす役割は極めて大きく、調査員の努力と活躍によって初めて統計調査の実施と、それによって作られる統計の真实性を確保することができる訳であります。この研修による成果を日々の調査員活動の糧として今後ともご活躍いただければ幸いです。



熱心に受講する調査員

昭和63年度統計グラフコンクール募集

統計グラフコンクールを次の要領により募集いたします。

なお、毎年第1～3部(小・中学生)に比べ第4部(高等学校以上の学生、生徒)・第5部(一般)の応募作品数が極めて少ない状況でありますので、第4・5部の方々のたくさんの応募をお待ちしております。(表-1)

昭和63年度茨城県統計グラフコンクール募集要領

1. 目的

統計思想の普及向上と統計の表現技術の研さんに資するため、県内の児童・生徒・学生及び一般県民から統計グラフを募集します。

2. 主催

茨城県、茨城県教育委員会、茨城県統計協会

3. 後援

茨城新聞社

4. 応募資格

- 第1部 小学校3年生以下の児童
- 第2部 小学校4年生以上の児童
- 第3部 中学校の生徒
- 第4部 高等学校以上の学生、生徒
- 第5部 一般

5. 課題

自由、但し、第1部は児童が観察した結果をグラフにしたものとします。

6. 応募の方法

(1) 用紙の大きさ

- 第1部～第3部 B2判仕上(72.8cm×51.5cm)
- 第4部・第5部 B1判仕上(103.0cm×72.8cm)

(2) 紙質・色彩

各部とも紙質・色彩(単色でも可)は自由ですが、裏面の板張り、表面のセロハンカバー等は認めません。

(3) 応募点数

制限しませんが、2枚以上にわたる「シリーズもの」は認めません。

(4) 送付先

- 第1部～第3部 別途事務取扱により定めま
す。
- 第4部・第5部 県企画部統計課
(水戸市三の丸1-5-38)

(5) 締切日

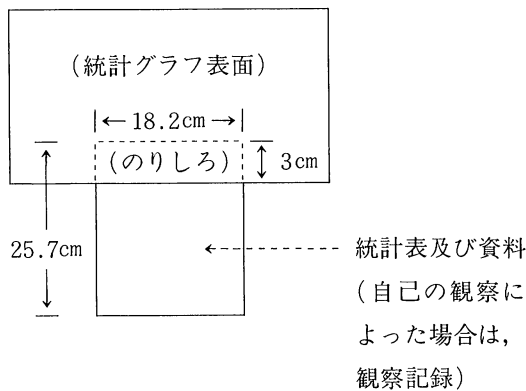
昭和63年9月12日(月)

7. 応募上の注意

- (1) 応募作品は、自分で創作したものに限りま
す。
- (2) 応募作品の裏面に、住所、氏名、性別、年齢、
職業を明記し、氏名には必ず「ふりがな」をつ
けること。
- (3) 自己の観察によった場合は観察記録を必ず添
付すること。
- (4) 他から資料を利用した場合は、その取材資料
の出所を作品表面の適宜の位置に明記するとと
もに、統計表及び取材資料を別紙として添付す
ること。
- (5) 観察記録及び統計表(取材資料の出所を含む)

はB5判(25.7cm×18.2cm)の用紙に書き、作品の裏面下に3cmの「のりしろ」で次のように貼付すること。

例：用紙を横長に用いた場合
(縦長に用いてもよい)



(6) 応募作品の合作は5名以内に限ります。

8. 入選作品の審査

(1) 審査員

学識経験者及び行政機関等の職員

(2) 審査方法

ア 地区審査

第1部～第3部の作品について教育事務所単位で審査します。

イ 県審査

地区審査で入選した作品及び第4部・第5部については、全作品について審査します。

9. 入選区分及び賞

入 選 知事賞(各部1点)

県議会議長賞(各部1点)

県教育長賞(1～3部について各3点)

茨城新聞社長賞

(1～3部について各1点)

県統計協会総裁賞(各部5点)

県統計協会会長賞(各部10点)

佳 作(県企画部長賞)

地区審査佳作(統計教育研究部長賞)

(1～3部各10点)

その他 努 力 賞(入選以外の応募作品)

優秀校賞(小学校10校, 中学校5校)

奨励校賞(小学校25校, 中学校5校)

10. 入選作品の発表

昭和63年9月下旬に発表し、第1部～第3部については、統計教育各地区支部長及び所属学校長に、第4部・第5部については本人あて通知します。

11. 全国コンクールへの出品

入選作品中、特に優秀とみとめられる作品について各部5点を全国コンクールへ出品します。

12. 表彰, 作品展示

入選作品は茨城県統計大会会場に展示(佳作を除く)し、表彰するとともに、巡回展示会場等(県内小中校会場校・水戸川又書店)で展示します。

13. 応募作品の帰属

応募作品のうち入選作品の著作権は主催者に帰属します。

14. 応募等の問合せ

茨城県企画部統計課

(☎ 0292-21-8111・内線2652)

統計グラフ作成上の留意点

過去の審査経過からみて、グラフとしては優れた作品であっても、形式的要件が備わっていないか、内容に不備や過誤があるため、選外とされる作品が意外に多くみられますので、提出前に次の諸点を十分に見直してください。

1. 応募規定に関するもの

- (1) 観察記録が添付されていること。
(応募要領 7(3))
- (2) 取材資料の出所をグラフ作品の表面上の適当な位置に明記すること。(同 7(4))

2. 作品の規格及び基本的事項に関すること

- (1) 用紙の大きさ、作品の主題等が応募規格に適合すること。
- (2) 基線を表す 0 を確実に記入すること。

- (3) 単位(人とか個など名数の単位)を明確にすること。
- (4) 円グラフ、帯グラフ等の百分率で数量を表示するグラフについては、元の数量(総数)の表示をすること。
- (5) 統計表等の計算に誤りがないこと。
- (6) 誤字、脱字をしないこと。
- (7) 縦書き 2 行以上にまたがる文の場合の書き方は、原則として右から左へ移っていくこと。
- (8) 調査年月日、凡例等の記入を忘れないこと。

第35回(昭和62年度)統計グラフ全国コンクール応募・入選等作品数

表-1

都道府県	応募作品数							入賞作品数			
	第1部	第2部	第3部	第4部	第5部	合計	順位	入選	佳作	合計	順位
北海道	54	90	60	—	2	206	38	1	2	3	17
青森	79	115	4	2	2	202	39	3(1)	1	4(1)	10
岩手	115	260	10	8	—	393	27	—	—	—	—
宮城	111	374	308	2	—	795	17	—	2	2	25
秋田	80	67	9	—	1	157	40	—	—	—	—
山形	34	107	9	—	2	152	41	—	1	1	31
福島	160	252	21	—	2	435	25	1	—	1	31
新潟	141	239	46	—	—	426	26	1	2	3	17
茨城	4,365	5,952	1,376	1	4	11,698	1	7	4	11	2
栃木	60	121	38	—	7	226	36	—	3	3	17
群馬	597	1,298	409	—	12	2,316	10	2	4	6	4
埼玉	174	786	2,264	1	2	3,227	9	2(1)	4	6(1)	4
千葉	797	1,541	1,898	3	—	4,239	7	—	3	3	17

表-1 つづき

都道府県	応募作品数							入賞作品数			
	第1部	第2部	第3部	第4部	第5部	合計	順位	入選	佳作	合計	順位
東京	45	224	1,219	7	4	1,499	15	—	4	4	10
神奈川	1,344	2,696	2,486	10	—	6,536	4	2(1)	5	7(1)	3
山梨	27	52	24	—	1	104	44	—	—	—	—
長野	412	2,309	677	24	5	3,427	8	1	4	5	8
静岡	1,536	2,864	1,630	—	—	6,030	5	2	2	4	10
富山	38	101	205	5	—	349	30	1	4	5	8
石川	52	164	114	—	3	333	31	2	2	4	10
岐阜	3,973	3,716	274	7	3	7,973	2	4	2	6	4
愛知	175	794	680	13	1	1,663	13	3(1)	3	6(1)	4
三重	51	178	281	11	2	523	22	—	—	—	—
福井	1,071	1,103	3,844	—	—	6,018	6	—	3	3	17
滋賀	309	626	598	—	2	1,535	14	—	—	—	—
京都	9	298	199	12	6	524	21	1(1)	2	3(1)	17
大阪	60	687	22	12	1	782	18	1	2	3	17
兵庫	263	582	405	119	13	1,382	16	8	4	12	1
奈良	387	1,204	363	—	—	1,954	11	—	—	—	—
和歌山	28	31	207	—	—	266	33	—	—	—	—
鳥取	45	74	—	3	—	122	43	—	—	—	—
島根	138	283	225	—	—	646	19	—	2	2	25
岡山	261	128	121	1	—	511	23	—	—	—	—
広島	61	278	44	—	2	385	29	—	—	—	—
山口	40	45	58	7	—	150	42	—	2	2	25
徳島	9	16	25	4	—	54	46	3	1	4	10
香川	907	880	6	21	—	1,814	12	2	2	4	10
愛媛	3,106	3,465	543	—	—	7,114	3	1	1	2	25
高知	16	68	17	—	—	101	45	—	1	1	31
福岡	72	205	34	1	1	313	32	—	—	—	—
佐賀	123	313	93	12	—	541	20	—	2	2	25
長崎	15	29	7	—	2	53	47	—	4	4	10
熊本	64	150	5	—	2	221	37	1	2	3	17
大分	83	279	68	23	—	453	24	1	1	2	25
宮崎	84	154	4	—	—	242	35	—	—	—	—
鹿児島	81	270	25	10	—	386	28	—	—	—	—
沖縄	30	45	185	—	—	260	34	—	—	—	—
合計	21,682	35,513	21,140	319	82	78,736	—	50(5)	81	131(5)	—

(注) ()内数字は特選を内数で示す。